



# 年金制度改正のお知らせ

(平成19年4月実施分)

## ●65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度

平成12年改正で60歳代後半の在職老齢年金の制度が導入されたことから、老齢厚生年金の繰下げ支給の制度が廃止されておりましたが、改めて支給開始年齢の繰下げが行えるようになります。

老齢厚生年金の受給権を有する人で、66歳に達する前に老齢厚生年金の請求をしていなければ、支給の繰下げを申し出ることにより、政令で定める額が加算されます。

ただし、65歳に達したときに老齢給付を除く他の年金給付の受給権者であったときや、66歳に達するまでの間に老齢給付を除く他の年金給付の受給権者となったときは、支給の繰下げを申し出ることはできません。

また、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している人(原則として昭和17年4月1日以前生まれの人)は対象となりません。

## ●70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

70歳以上で在職している人に、現行の60歳代後半の在職老齢年金の仕組みが適用されます。総報酬月額相当額と老齢厚生年金基本月額合計額が48万円を超えた場合、超えた額の1/2相当額について、老齢厚生年金が支給停止されます。ただし、厚生年金保険料の負担はありません。

また、施行日において70歳以上の人(昭和12年4月1日以前生まれの人)は適用されません。

## ●離婚時の厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間等の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

## ●遺族年金の見直し

- 65歳以上の遺族年金受給者について、ご自身の老齢厚生年金を全額支給したうえで、遺族年金から差額分が支給される仕組みになります。
- 中高齢寡婦加算の支給対象が、夫の死亡時に40歳以上65歳未満の妻(子のいない場合に限り)となります。
- 子のいない30歳未満の妻への遺族厚生年金は5年間の有期給付となります。

## 仙北市の医療費(1月診療分)

### ●国保

世帯数	6,900戸
被保険者数	14,933人
(老人保健以外)	10,947人
総医療費	16,247万8千円
1人あたり医療費	14,842円

### ●老人保険

加入者	5,611人
総医療費	29,047万3千円
一人あたり医療費	51,768円

### ●福祉医療

受給者	3,511人
個人負担への助成額	1,775万3千円
1人あたり助成額	5,056円